平成23年第2回潟上市議会定例会会議録(4日目)

○開 議 平成23年6月22日 午前10:00

○散 会 午前10:42

○出席議員(20名)

1番 中川光博 2番 大 谷 貞 廣 3番 児 玉 春 雄 4番 藤 原 幸作 5番 菅 原 理恵子 6番 澤 井 昭二郎 7番 菅 原 久 和 8番 伊 藤 栄 悦 9番 戸 田 俊樹 曙 10番 佐 藤 義 久 11番 林 悟 12番 出 小 田 13番 佐 藤 昇 14番 典 男 15番 西村 武 藤 原 16番 鈴 木 斌次郎 17番 堀 井 克 見 18番藤原幸雄 千 19番 佐々木 嘉 一 20番 正英 田

○欠席議員(0名)

○説明のための出席者

市			長	石	Ш	光	男	副	Ī	Ħ	長	鐙		利	行
教	育		長	肥田	野	耕	$\vec{\underline{}}$	総	務	部	長	Щ	П	義	光
市民生活部長				根			_	福祉	业保	健部	長	鈴	木		司
産業	業建 意	2 部	長	児	玉	俊	幸	水	道	局	長	菅	原	龍太	き郎
教	育	部	長	鎌	田	雅	樹	会	計管	9 理	者	Ш	上		譲
	画政第 祁長名			幸	村	公	明	総	務	課	長	藤	原	貞	雄
財	政	課	長	鈴	木	利	美	税	務	課	長	鈴	木		整
市	民	課	長	小	玉	優	子	生剂	舌環	境課	長	関	谷	良	広
追り	分出引	長所	·長	三	浦	喜	博	社会	会福	祉課	長	大	木		充
高幽	鈴福 名	止課	長	小	玉		隆	健原	東推	進課	長	遠	藤	睦	子
産	業	課	長	伊	藤	清	孝	都市		設課	長	渡	部		智
総系	务学事	事課	長	舘	岡	和	人	幼り	見教	育課	長	門	間	善一	-郎
生》	王学 習	り 課	.長	菅	原		_	スポ	パーツ	振興詞	果長	菅	原	正	光

選挙管理委員会事務局長· 三 浦 永 寿 農業委員会事務局長 永 井 甚 誠 監査委員事務局長

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第2回潟上市議会定例会日程表(第4号)

平成23年6月22日(4日目)午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告(議長)

日程第 2 総括質疑

- 1. 議案第40号 潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について
- 2. 議案第41号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例(案)について
- 3. 議案第42号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する 条例の一部を改正する条例(案)について
- 4. 議案第43号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例 (案) について
- 5. 議案第44号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例(案)について
- 6. 議案第45号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)に ついて
- 7. 議案第51号 平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案) について
- 8. 議案第52号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (案) について
- 9. 議案第53号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (案) について
- 10. 議案第54号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号) (案) について
- 11. 議案第55号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号) (案) について

午前10時00分 開議

○議長(千田正英) おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回潟上市議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長(千田正英) 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の総括質疑について申し上げます。

通告者は3名であります。質疑の順番は、抽選の結果、1番めに14番藤原典男議員、 2番めに19番佐々木嘉一議員、3番めに12番岡田 曙議員となりましたので、宜しくお 願いします。

これで報告を終わります。

【日程第2、総括質疑】

○議長(千田正英) 日程第2、これより提出議案に対する総括質疑を行います。

議案第40号から議案第45号および議案第51号から議案第55号までの11件を一括議題と して質疑を行います。

なお、総括質疑の時間は答弁を含めて15分とし、発言は最初は発言席において、再質 疑からは自分の席にてお願い致します。14番藤原典男議員の質疑を許します。14番。

○14番(藤原典男) おはようございます。

発言通告に従いまして質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

議案第44号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例(案)について質問致します。

条例改正の理由として、合併前の旧地区ごとの使用料制度を廃止し、潟上市全域の下水道使用料を統一し、基本使用料および重量使用料を改定する必要があるためとありますが、料金の統一はいずれ行わなければ住民間に不公平が生ずるので必要とは思いますが、先の全員協議会後の追加提出資料によると、公共、特環、農業集落排水、合併処理浄化槽で5㎡以下の世帯は747世帯、10㎡以下の世帯は953世帯で、合計すると1,700世帯となり、その比率は20.4%と大きいものがあります。上水道では基本料金を5㎡としているのに、下水道では基本使用料までいかない世帯も10㎡までを基本料金にしている

案ですので、実態と合わない料金の徴収となる恐れが強く、ここの部分では不公平が出てくるので、提案を変更すべきではないかと思いますが、ここに至るいきさつ、議論はどのようなものだったのか、減収予想額も表として上げられていますが、必ずしも5㎡にしたとしても半額ではなく7割掛け、あるいは8割掛けの基本料金も検討したのか伺いたいと思います。

料金改定は住民に対するしっかりした説明責任が必要ですが、激変緩和処置をとるに しても大幅な値上げの地域もあり、まずは説明の方が先で、理解を得るよう意見、声な どを聞くべきではないかと思われますが、このことについても見解を伺いたいと思いま す。

次に、議案第51号、平成23年度一般会計補正予算(第2号)(案)について質問致します。

3款民生費1項社会福祉費の6目老人福祉費の19節では、施設整備など補助金とあり、1,430万5,000円の予算が盛られており、県より補助金で既存施設スプリンクラー等の設備整備のために行うようですが、現在の設置状況、今後の対象となる施設、計画などについて伺いたいと思います。

宜しくお願い致します。

- ○議長(千田正英) 当局より答弁を求めます。菅原水道局長。
- ○水道局長(菅原龍太郎) 14番藤原典男議員の総括質疑の1つめ、議案第44号、潟上市 下水道条例の一部を改正する条例(案)についてお答えを致します。

基本使用料を10㎡とすることについては、基本使用料を5㎡にすると基本使用料の収益低下となることはもちろんですが、資料のとおり約805万円です。多くの市町村が基本使用料を10㎡と定めており、旧3町とも基本使用料を10㎡と定めておりますので、この数値を基本として引き継いだものでございます。通常、汚水処理原価を使用料で賄える状況であれば考慮すべきでございますが、使用料収入が汚水処理原価を大きく下回っている状況では、時期尚早と考えております。

また、平成22年度末の下水道の起債残高が116億830万円、元利償還金9億5,318万6,000円で、うち4億4,772万円が交付税算入はされております。したがいまして、全て変動比であれば実態と合わないかもしれませんが、このように資本費が高く推移していることからも基本使用料を10㎡に設定させていただくことをご理解お願い致します。

参考までに現行使用料の平均使用料単価は1㎡当たり154.7円で、1㎡の維持管理費

と資本費100%算入した場合、1 m³当たり約433.7円となり、使用料単価の2.8倍の値となっております。これは基準内繰入金を入れておるものでございます。

7割掛け、8割掛けについては、以上述べた内容からも10㎡を基本使用料とすることで検討はされておりませんでした。一般会計からの基準外繰入金を少しでも少なくし、下水道経営の自立性を高める必要があるためでございます。

次に、料金改定は住民に対する説明責任が必要についてのご質問ですが、藤原議員の申されるとおり、しっかりした説明責任が必要であると認識し、上下水道料金納付書一元化とあわせた説明会を市内7地区で開催する予定と致しております。市民説明会の方が先ではないかということでございますが、市民代表のメンバーによります公共料金適正化検討委員会の報告を受けて、この度ご提案申し上げ、合併時において旧町議会で確認された具体策を、まずは議会の皆様にご説明申し上げてから市民に説明していくのが順序だと思っております。

以上でございます。

- ○議長(千田正英) 小玉高齢福祉課長。
- ○高齢福祉課長(小玉 隆) 14番藤原典男議員の総括質疑の2つめ、議案第51号、平成 23年度一般会計補正予算(第2号)(案)についてお答え致します。

3款民生費1項社会福祉費6目老人福祉費19節の施設整備等補助金1,430万5,000円は、 グループホームの既存施設に補助金を活用し、スプリンクラーおよび自動火災報知設備 を設置するものでございます。

この事業は平成18年1月、長崎県での認知症高齢者グループホームでの火災により入 所者7名が亡くなったことから、平成19年6月、消防法施行令が改正され、老人福祉施 設への消防用設備の設置が義務付けられたためでございます。

設置施設は、グループホーム4施設でありますが、これにより市内のグループホーム6施設全部が設置されることとなります。ほかに特別養護老人ホーム1カ所、ショートステイ3カ所が23年度設置される予定でありまして、市内の老人福祉施設全23施設に設置されることになっております。

以上でございます。

- ○議長(千田正英) 再質疑ありますか。14番。
- ○14番(藤原典男) まず議案第51号については了解致しました。

次に、議案第44号について伺いたいと思います。

当局は経営ということで企業経営の立場から答弁ということで、それは当然だと思い ますけれども、私はやはり私の立場としては、消費者、住民の立場からこれを言いたい と思いますが、利用する方がやはりわずかの数量でも10㎡までお金を取られるというこ とは、やはり何というんですか、やはりおかしいんじゃないかなということが一般的な 考え方じゃないかなと思います。このことについては、私、平成17年6月17日の6月議 会でこの下水料金の基本料金の問題を一般質問しております。そのときは住民の声とし ては、10㎡まではぎりぎり使用しても、またほんの少量の利用でも一律に基本料金が取 られるので、10㎡に満たない場合には具体的な数字で精算できないのかという要望が あってそれを紹介しております。市長に対しては、再々質問の中で市長答弁は、検討課 題ももちろんですが、いま少し勉強させていただきたい、平成20年までの料金統一の中 で検討課題とさせていただきますという回答がありました。こういう経過からすれば、 今の答弁の中では、私聞いているのはここに至るいきさつ、議論はどのようなものだっ たかという、基本料金についてですね、これについてはちょっと答弁に欠けていたので はないか、もう少し詳しく答弁していただきたいと思います。サービス、企業努力、こ れは今の答弁の中ではちょっと見えないので、そこら辺のところをもう一回いきさつを 含めて、議論を含めてお知らせ願いたいと思います。

それから、市民への周知ですけれども、私思いますけれども、今回の議会に提案して、今回の議会で採択して決めると。その後、市民にお知らせをするというのは、やはりこれは日常、毎月毎月かかるお金ですので、これはちょっと無理があるのではないか、そのように思います。議会に説明はしますけれども、この後、市民に対してやはりこの問題についていろんな意見を聞いたり、当局の立場をお話して、こういう集会をあちこちでやりながら、その結果を持ち寄って再度12月頃でもいいですし、何月頃でもいいですけれども、再度議会で、変更もあると思いますけれども、議会に諮って採択していただくというのが、私は住民にとってはやさしいやり方じゃないかなと思いますので、そこら辺の見解についても伺いたいと思います。

- ○議長(千田正英) 菅原水道局長。
- ○水道局長(菅原龍太郎) 藤原議員の再質問にお答えを致します。

議論のいきさつでございますが、いわゆる10㎡ということと5㎡ということは、やはり議論の対象にはなったそうです。でも、ご説明申し上げましたように、いわゆる維持管理費と資本費が基準内繰入で433.7円、1㎡当たりこういう高い金額でございますの

で、いわゆる資本費、建設費が非常に高うございますので、こういう結果になっているということをご理解お願い致したいと思います。

それから、市民説明会を先にやって、それから議会へと、こういうお話でございますけれども、ご説明しましたように、市民代表のメンバーによります公共料金検討委員会から十分審議をいただいて、この度ご提案申し上げて、しかも合併時において平成20年度から統一すると、こういう合併協定項目を尊重を致しましてご説明を申し上げているところでございますので、こういう順序でよろしいかなと当局としては考えております。以上でございます。

- ○議長(千田正英) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 再質問ですが、市民の声が先ではないかと、こういうご指摘ですが、 私はそうは思いません。議会というのは市民の代表であります。市民の代表の皆さんに ご理解を得てから市民の方に説明していくと、こういうのが私は順序だと思っておりま す。
- ○議長(千田正英) 14番、再々質問ありますか。14番。
- ○14番(藤原典男) 今後、下水道工事いろいろあちこち整備されまして進んでいくと思うんですけれども、やはり大幅な値上げになりますと、下水道につなげていきたいなと思っていても、10㎡までこの値段ならと考えていくと思うんですよ。そこら辺については検討されたのかどうか、これから接続することと、それから工事の関係については、その見解を伺いたいと思います。
- ○議長(千田正英) 菅原水道局長。
- ○水道局長(菅原龍太郎) 藤原議員の再々質問にお答え致します。

下水道の工事でございますが、普及率は今95%まできております。したがいまして、 あと残り数パーセントで一応計画区域につきましては全て数年間で今のところ計画上は 終わる予定になっております。

それで、工事費に関しまして、まず検討したかということでございますけれども、今まで説明しましたように、工事費についても説明致しましたし、70万円の融資制度等を利用しまして、できるだけ機会をとらえて住民には説明申し上げたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長(千田正英) これをもって14番藤原典男議員の質疑を終わります。

19番佐々木嘉一議員の質疑を許します。19番。

○19番(佐々木嘉一) 皆さん、おはようございます。

今日の総括質疑、私は議案第45号の潟上市水道給水条例の一部改正についてお伺いしたいと思います。

前段の私の思いを書いておりますが、省略致しまして、後段の方の中ほどからちょっと都合上、読んでまいります。

既にご案内のとおりですが、水道事業については旧町において事業の取り組みや立ち 上げがそれぞれ違います。

天王地区の場合は、簡易水道事業としての小規模な給水区域や開発行為事業者による簡易水道レベルの施設整備と開発による給水区域、また、環境衛生上からの整備、補助事業の活用、また、旧昭和は水源確保が難しかったことや公営企業法に基づく水道事業の施行など、事業手法や会計処理が異なっておりましたし、こうしたそれぞれの事情を背景に使用料を統一することは大変なことでありますが、公平に、しかも市民の理解が得られることが必要であります。そのためには、次のことについてお伺いしたいと思います。

1つは、合併後6年、そして新料金体系によりますと、統一の完成は平成31年まで、都合14年を要することについて、その案が提案されておりますけれども、統一の趣旨という面からしますと、ちょっと長すぎるのではないかと、私からすれば長くても合併による統一は3年ぐらいが目処ではないのかと思いますが、その点はいかがなものでしょうか。

2つめですが、平成22年3月、給水区域の拡大および簡易水道との水道事業の統合による条例改正、それに伴う水道事業の変更認可の取得、これに伴う整備拡張事業が具体的にスタートし、今後、天王地区に約27億円の投資が予定され、追分地区への送水管工事、水源地取得等が実施されていることと、その関係についてですが、この分については料金改定についてどの程度反映されたものか、なかったのか、その点をお伺いしたいと思います。

3つめですが、提出されました資料によりますと、有収水量、給水収益割合を見ますと、事情もありますが昭和・飯田川地区の少ない加入者で給水収益の45%を維持している現状をどのように今回の改定に反映されたのか。これはもちろん水道事業の普及、加入率の問題も当然絡んできますけれども、そのようなひとつの将来見通しともあわせて、

やはり条例改正の単価というのは決めなければならないのではないかという感じも致します。

そして4つめですが、一般家庭用、あるいは営業用等で地下水をくみ上げ使用する場合、いわゆるホームポンプの設置する場合の工事費、器具費、電気料、定期的な水質検査料等、自分で維持管理する経費は実際どれくらいなものだろうかなと。これはどちらかというと水道の加入、あるいは普及率に大変影響することではないのかということで、それはどれくらいなものかということを、もし把握しておりましたらお願い致したいと思います。

また、水道の認可区域内でのこうした取り扱い、いわゆるホームポンプ等についての 支援なり、あるいはそうしたものをどのようにして取り扱っているものでしょうか。そ の辺をひとつお願いしたいと思います。

今回の改定に当たっては、事業認可によりまして一体的に整備するための整備方針が 既に定められておりますし、今後の事業経営が確認された今日、水道事業の独立採算制、 負担の公平の観点から、料金は短期間に統一し、将来の投資をやりやすくすること、あ るいは説明をわかりやすくすることということからして、今回のいわゆる料金の改定と いう政策決定がどういう意味を持つものであるかということを、その辺をお知らせ願い たいと思います。

以上であります。

- ○議長(千田正英) 当局より答弁を求めます。菅原水道局長。
- ○水道局長(菅原龍太郎) 19番佐々木嘉一議員の総括質疑、議案第45号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)についてお答え致します。

それでは、前段を省略致しまして、ご質問の第1点めからすぐいきたいと思います。

ご質問の第1点めの統一に14年を要することについて長すぎるという点につきましては、料金統一に当たっては水道料金が上がる地域、下がる地域等があるわけでございますが、急激な負担を避けるため、激変緩和という緩やかに統一する趣旨で設定するものでございまして、特に一向地区につきましては水道管布設の経緯もありますが、現行より63.2%アップするため、さらに激変緩和を講ずるものでございます。

しかし今後、社会経済状況と財政事情によりましては、見直しをするものでございます。

次に、質問の2点めの認可変更と料金統一の関係についてでございますが、平成22年

3月定例会において水道事業の変更認可による条例改正案を議決いただいておりますが、 水道事業の変更認可をいただくということは、この場合、給水区域を拡張するというこ とでございますので、事業費を伴うということになります。この建設事業の執行計画に つきましては、全員協議会においてお示ししたとおりでございます。

今後は、議会において議決をいただいた事業費に基づき、天王地区に約27億円の投資を行うわけでございますが、その企業債元利償還費用は企業努力だけでは限界があるため、行政報告で申し上げましたとおり料金統一とあわせて5%の料金値上げをお願いを致しておるものでございます。

3点めの昭和・飯田川地区の給水収益が45%を維持している現状についてのご質問でございますが、この表の中にもございますように、具体的に昭和・飯田川の料金収入は、現在約2億2,500万円、全体で5億円ぐらいでございます。平成14年に料金値上げを行ったとき、昭和・飯田川地区が料金値上げを行ったときの増収分がこの中に約5,500万円ございます。現在その料金値上げの原因となった大郷守地区の高度浄水施設の元利償還金が5,100万円発生しております。それから動力費、薬品費等のいわゆる経費が1,800万円ほど増加しております。このようなことから、約1,400万円の不足が生じております。その後、合併してから昭和・飯田川地区に事業費約8億円で老朽管更新工事を行っております。その元利償還金が現在3,300万円償還しておりますので、約4,700万円の昭和・飯田川地区の増加経費を賄うということになりますので、約20%程度の料金値上げが昭和・飯田川地区においては必要であったと、このようなことを説明致しました。ちなみに平成22年度末浄水場事業の起債残高は31億1,000万円でございます。昭和・飯田川地区の22年度末の起債残高は18億1,000万円、58.2%です。天王地区が13億円、41.8%でございます。という内容でございます。

次に、4点めのホームポンプ使用者の経費についてのご質問でございますが、営業用については規模にもよりますから、一般家庭用であれば概算の標準設置費は、飲み水に適した場合の工事費が約47万円、法定耐用年数が15年でございます。年間電気量が約7,000円、水質検査が年間約1万1,500円ほど必要と思われます。したがいまして、年間維持費は約5万円ほどかかると思われます。月額で約4,200円となります。認可区域内であればホームポンプの家庭には、上水道事業に加入していただくよう、あらゆる機会をとらえましてご説明申し上げていきたいと考えておりますので、宜しくご理解をお願い致します。

- ○議長(千田正英) 19番、再質疑ありますか。19番。
- ○19番(佐々木嘉一) 14年もかかるということについては、激変緩和措置をして、その情勢によっては途中でも見直すという見解のようでございますが、私はやはり合併という特別な事情によって水道も一緒になったということですので、この場合はやはり独立採算制を維持するとは言いながらも、やはり合併という特殊な事情がありますので、激変緩和措置について前回申し上げましたけれども、単なる段階的に料金統一をするだけじゃなくて、その場合のつじつまの合わない、経営の合わない部分は、一般からの持ち出しもあってもいいのではないかと、私はそんなことで考えておりますが、それが一つのやはりスタートラインだとなりますと、今後の認可区域の整備もやりやすくなるし、説明もやはりやりやすいということではないだろうかという考えもあります。その点についていかがなものでしょうか。

それから、先ほど来、住民説明のことについてあったのですが、最後に政策決定、重要な政策決定でありますが、いずれどちらが先かということでありますけれども、こういうものは市が先に公共料金の検討委員会を立ち上げる際には、幅広く全てのことについてやるのかなということで考えましたが、ふたを開いてみれば大きいのは下水道と水道料金だということでありまして、こうした場合、やはり例えば議会に説明の前に、やはり案ができたら、公聴会という制度もあります。そんなことでやはり住民への周知を図り、その計算過程、あるいは改定するプロセスを説明すると、そのことはやはり公聴会という制度もありますので、それらを活用してもよろしいのではなかったかなという感じも致しますが、その点については先ほど市長のお話もあったけれども、どのように考えておるものでしょうか。

以上です。

- ○議長(千田正英) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 19番議員の再質問でございますが、14年間はいかにも、いくら激変緩和でも長いと。これ議論しました。結果は特別会計の原則からいって、そこで19番さんは一般会計を持ち出してもいいと極めて大胆な意見を述べられましたが、特別会計の原則からいって14年と。ただし、財政事情、あるいは経済事情によっては見直しを図るということにしておりますので、どうかご理解下さいと。

公聴会については、先ほどの14番さんの説明会と公聴会というのは、いささか趣旨が 違う感じがしますが、いずれ公聴会という制度があるということですから、14番さんの 説明会と同時にというよりも、公聴会制度というものはあってもいいと私思いますので、 今後検討したいと思います。

- ○議長(千田正英) 19番、再々質疑ありますか。
- ○19番(佐々木嘉一) ありません。
- ○議長(千田正英) これをもって19番佐々木嘉一議員の質疑を終わります。 12番岡田 曙議員の質疑を許します。12番。
- ○12番(岡田 曙) おはようございます。

総括質疑をさせていただきます。宜しくお願い致します。

議案第51号、平成23年度一般会計補正予算(第2号)(案)についてですけれども、 官しくお願いします。

歳出の2款1項9目において、地上デジタル放送受信対策費補助金を1,521万6,000円 計上をしておりますが、歳入の内訳としては、国が1,093万5,000円、県が156万6,000円、 一般財源が271万5,000円ですけれども、その補助の目的というのはどこにあるのかお聞 かせいただきたいと思います。補助金には必ず交付要綱があって、趣旨がうたわれてい ると思いますので、その内容を簡潔に、わかりやすく説明いただければと思います。

それから、通告書から漏れてしまいましたけれども、参考までに、今後も国・県の補助金は予定されているものでしょうか。できましたら、今後の補助事業、財源の見通しもあわせてお知らせいただければと思います。

それから、昨年の12月定例会で地上デジタル放送移行に伴いまして電波障害補償金が 増額補正されましたね。この補償金と今回の補助金の整合性を、市ではどのようにお考 えなのでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

さらに、潟上市ではデジタル放送への移行を含めて、電波障害について今後どのように対応していくか、そのお考えをお聞かせいただければと思います。今後もまたこの障害が発生するたびに市で補償金を支払ったり、補助金の交付を続けていく考えでしょうか。公共の電波と言葉があって、電波の受信についてはある意味では守らなければならないと思いますけれど、一方では受益者負担的な要素もある程度加味しなければならないと思います。今後の市の対応について、その辺も含めて基本的なスタンスをわかりやすくお聞かせいただければと思います。

以上、宜しくお願い致します。

○議長(千田正英) 当局より答弁を求めます。藤原総務課長。

○総務課長(藤原貞雄) 12番岡田 曙議員の総括質疑、議案第51号、平成23年度潟上市 一般会計補正予算(第2号)(案)についてお答え致します。

今回予算計上しております地上デジタル放送受信対策費補助金1,521万6,000円は、地理的条件により地デジが受信できない場合に、その経費について共同アンテナを設置する任意組合に対し、国が3分の2、県が組合負担を除いた残りの2分の1、市が国・県、組合負担を除いた額を補助するものでございます。同事業を要望する協調組合が船橋、田屋地区で設立されたことにより、今後、補助事業に向けて手続を行ってまいります。それぞれの組合員数は、船橋が9世帯、田屋が32世帯となってございます。

また、昨年12月補正でという電波障害補償金につきましては、教育委員会の所管が主なものでございますが、羽城中学校、大久保小学校等の建設によりまして、当時、付近の世帯がアナログ放送を視聴できない状態になり、個々のアンテナに代わりまして協調アンテナを設置した経緯がございます。地上デジタル放送では、当該建物の影響はないため、撤去したアンテナの現状復旧を目的とした補償金でありまして、今回の補助金とは趣旨が異なるものでございます。今後の市の補助につきましては、総務省に指定を受けた難視聴地区内5地区ございますが、新たにその中から任意団体が設立された場合は同様に対応してまいります。

以上であります。

- ○議長(千田正英) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 通告書にない質問も3点か4点ありますので、今、準備してないと 思いますので、後でお知らせしたいと思います。
- ○議長(千田正英) 12番、再質疑ありますか。12番。
- ○12番(岡田 曙) ご説明ありがとうございました。

今、共同アンテナのその任意の組合を作ることについて、補助金の説明されましたけども、このNHKの方で補助金というのはないものでしょうか。私ちょっとここでないけれどもお隣の男鹿市の方で、やはり同じ世帯のこの組合が出来上がりまして、やはり私先ほど受益者負担のことも聞かれましたけれども、一応この共同アンテナというのは20年が耐用年数だそうです。それで、そして20年を過ぎれは個人的に皆さんが、組合の人方が、そのアンテナを守っていくということで、組合組織にちゃんとしておりますけれども、この組合がどちらが、地域の方々が主導か、それともこちらの方の当局の方が主導を持って組織されるか、ちょっとそこら辺をお願いしたいんです。受益者の負担と

いうのも、私ちょっと心配な点もあるものですから、そこら辺準備していなかったということですけれども、そういうことで、どちらの方がその組織体制を、任意の組合ですけれども、当局か、それとも市民の皆さんの方で、地域の方々がその組合組織をきちっともっていくか、ちょっとそこら辺だけお知らせいただければと思います。

- ○議長(千田正英) 藤原総務課長。
- ○総務課長(藤原貞雄) 岡田議員の再質問にお答え致します。

はじめに、NHKの補助金はないのかということでございますが、ございます。基本的にNHKの放送が受信されるところは補助にならないということから、田屋地区はなりませんが、船橋地区の方には1件10万円の補助が出ることになります。ですけれども、今回のその補正の額にはNHKの補助金は入らないで、後で組合の方からの申請に基づいてNHK側から直接交付されることになってございます。ですからその分を一時立て替える格好になります。

それから、主導はどちらにあるのかというご質問でございますが、あくまでも任意組合の方で主導を持っていただきまして、今後のその共同アンテナの管理も含め、組合の方で主導を持って行うことになります。もちろん市の方でサポートをするということになります。

以上です。

- ○議長(千田正英) 12番、再々質疑ありますか。12番。
- ○12番(岡田 曙) わかりました。

受益者負担のことですが、もう一回、どこもこの受益者負担ってあるんですよ。この 受益者負担というのは、こういう組合の方では全然考えていないのでしょうか。もう ちょっと説明していただきたいと思います。

- ○議長(千田正英) 藤原総務課長。
- ○総務課長(藤原貞雄) すみません。再々質問の受益者負担、負担額につきましては、 1件7,000円ということで、近傍と同じ負担の1件7,000円ということで設定してござい ます。
- ○議長(千田正英) これをもって12番岡田 曙議員の質疑を終わります。 これで総括質疑を終わります。

【日程第3、提出議案委員会付託】

○議長(千田正英) 日程第3、これより提出議案の常任委員会付託を行います。

議案第40号から議案第45号までおよび議案第51号から議案第55号までの11件については、6月17日の本会議で配付しました委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。 なお、6月30日、木曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。 どうもお疲れさまでした。

午前10時42分 散会